

原規規発第 2111241 号  
令和 3 年 1 1 月 2 5 日

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制委員会

伊方発電所第 3 号機の試験使用承認について

令和 3 年 1 1 月 1 9 日付け原子力発第 2 1 2 9 3 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 1 7 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 . 対象設備

原子炉本体

炉心

2 . 使用期間

自：令和 3 年 1 1 月 3 0 日

至：平成 2 9 年 9 月 2 9 日付け原規規発第 1709291 号及び令和元年 9 月 4 日付け原規規発第 1909045 号をもって認可した発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

### 3 . 使用の方法

ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を試験使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。